

# 児童発達支援センター岐阜市立恵光学園

## 障害児相談支援重要事項説明書

岐阜市立恵光学園における障害児相談支援を提供するにあたり、社会福祉法第76条に基づいて、当学園があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

経営事業者の名称	岐阜市
法人所在地	岐阜市司町40番地1
法人種別	地方公共団体（市町村）
代表者氏名	岐阜市長 柴橋 正直
電話番号	(058) 265-4141

### 2 施設の目的と事業運営の方針

施設の種別	児童発達支援センター
施設の目的	障害児の心身の発達の促進とその障害の軽減ならびに保護者への養育援助を目的とする。（児童福祉法第43条による施設）
施設の名称	岐阜市立恵光学園
施設管理者（園長）氏名	安原 善光
電話番号	(058) 232-4551
FAX番号	(058) 296-0107
事業運営の方針	利用児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用児の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用児又は利用者の選択に基づき、適切な支援が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を適切に行う。
開設年月日	平成24年4月1日

### 3 事業実施地域

岐阜市
-----

### 4 学園の開園日及び開園時間

開園日	「岐阜市の休日を定める条例」に基づく休日を除く日
開園時間	8:30～17:15

### 5 職員の体制

職種	員数
園長（兼務）	1
相談支援専門員	2（常勤専従1、常勤兼務1）
事務員（兼務）	1

## 6 当事業所が提供する支援の内容

利用計画書の作成	利用児及び利用者に面接し、利用児の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な支援が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して通所支援の支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成します。
連絡調整と計画の作成	支給決定又は変更後に、サービス事業者との連絡調整や障害児支援利用計画を作成します。
計画の見直し	内閣府が定める期間ごとに、利用児及びその保護者と面接し、障害児通所支援の利用状況の検証を行い、障害児支援利用計画の見直しを行います。
申請の支援	見直しの結果に基づき、障害児利用計画の変更や関係者との連絡調整を行います。また新たな通所給付決定や通所給付決定の変更が必要な場合には、そのための申請について支援します。

## 7 利用料金（1月当たり）

### （1）利用料金の算定

区分	利用料
法定代理受領を利用した際の使用料	児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 <sup>※1</sup> <sup>※2</sup> から同法第24条の26第3項の規定により市町村から支払いのある額（恵光学園が代理受領します）を差し引いた額とします。
交通費	実費（岐阜市外地で事業の提供を行う際）

※1 当該費用の額が現に指定相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該指定相談支援に要した費用

※2 初回加算、保育・教育等移行支援加算、医療・保育・教育機関等連携加算、集中支援加算、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算、行動障害支援体制加算を含みます。

### （2）利用料金の支払い方法

支払い単位	月々の利用実績に応じ月単位で請求します。
請求	翌月17日までに、保護者に納入通知書を送付いたします。
支払い期日	納入通知書により記載された納入期限までにお支払いください。
領収書	お支払い後の領収証書を保管してください。

## 8 苦情申し立て先

当センター ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付担当者 尾野 正和</li> <li>・相談時間 8：30～17：15（土、日、祝日、年末年始を除く）</li> <li>・電話番号 （058）232-4551</li> <li>・FAX （058）296-0107</li> <li>・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。</li> <li>・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。</li> <li>・必要に応じて第三者委員の助言・立ち合いを求めることができます。</li> </ul>
岐阜市役所 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 岐阜市司町40番地1</li> <li>・電話番号 （058）265-4141（土、日、祝日、年末年始を除く）</li> </ul>
岐阜県運営適正 化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館6階</li> <li>・電話番号 （058）278-5136（土、日、祝日、年末年始を除く）</li> <li>・FAX （058）278-5137</li> </ul>

## 9 支援の利用に関する留意事項

支援の提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用児及び利用者に対して支援を受ける上で不利益が生じないように十分配慮します。

### 10 利用児の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料は、利用者の負担となります。）保存期間は障害児相談支援の契約を終了した日から5年間です。

### 11 損害賠償

当事業所は、支援の提供により損害を賠償する義務が発生した場合、岐阜市の加入する損害賠償保険にて対応します。

### 12 緊急時の対応

非常時への対応	別途定める「岐阜市立恵光学園消防計画」により、対応します。
平常時への対応	別途定める「岐阜市立恵光学園消防計画」にのっとり、年12回避難訓練を学園支援時間の中で利用児及び保護者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知器 あり ・非常通報装置 あり ・非常電源 あり ・誘導灯 あり ・ガス漏れ報知器 あり カーテンは、防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	消防署への届出日 令和8年4月1日 防火責任者 尾野 正和

### 13 当センターをご利用の際に留意いただく事項

設備、器具の使用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
駐車場	学園周辺での路上駐車は絶対にしないでください。
その他	ここに掲載されていること以外についても、多くの方が利用される施設ですので、相手への思いやりの気持ちを持って利用されるようにお願いします。

本書面に基づいて上記重要事項の説明をし、また説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

事 業 所 所在地 岐阜市長良東3丁目93番地

名 称 岐阜市立恵光学園

園 長 安原 善光

説明者 補職名  
氏名

事 業 者 所在地 岐阜市司町40番地1

名 称 岐阜市

代表者 岐阜市長 柴橋 正直